

別記様式第1号(第四関係)

ふ かい し ち く が っ せ い か け い か く へ ん こ う
深石地区活性化計画(変更)

広 島 県
広島県庄原市

(平成20年1月)
平成22年2月計画変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	深石地区活性化計画						
都道府県名	広島県	市町村名	庄原市	地区名	深石	計画期間	(平成20年度～平成22年度) 平成20年度～平成24年度

目 標 :

基盤整備(区画整理)の実施により、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備するとともに、集落法人による経営とすることで離農防止を図ることから、地区の集落戸数の減少率を平成22年度までに抑制(8.3% 0.0%)し、さらにその後も維持を図っていく。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は農業を主産業とする庄原市に属し、大根やリンゴを特産とする旧高野町の北部に位置する。標高は600m前後の一級河川和南原川に沿って開けた農地と、その周辺の山林を含む深石集落を対象とした区域である。
本地区にあるほとんどの農地は、隣接する篠原集落の農地とともに、第一次農業構造改善事業篠原・深石地区として、昭和39年度から昭和44年度にかけて整備しており、本地区においては昭和40年度に整備を完了した。
本地区では12戸のうち10戸が農家であり、農業機械については、共同利用の機械を有するものの、個別経営により農業が営まれている。

現状と課題

現在まで当該区域においては離農・農地の荒廃はないものの、農業従事者の高齢化は進んでおり、今後も進行することが明らかである。また、昭和40年度に生産基盤の整備が完了したものの、表土下層の礫層の存在は、水稻以外の土地利用型作物の振興を難しい状況にしている。
そこで高齢化の進行に伴う体力の低下と汎用性の乏しい農地条件に伴う営農意欲の減退により、今後、離農と耕作放棄の発生が予想されることから、この状況に対処するため、集落法人を始めとする担い手を中心とした力強い農業構造を確立し、来るべき状況に準備しておくことが喫緊の課題となっている。

今後の展開方向等

法人化した集落営農集団により継続して営農を行っていくためには、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備する必要がある。
そこで、現在の農地を再整備することで大型機械による、より効率のよい農作業環境と汎用性の高い農地を整備するため、基盤整備(区画整理)に取り組むとともに、全戸参加による担い手を中心とした法人経営により、力強い農業構造を確立と体力に応じた農作業参加とすることで、耕作放棄地の発生と離農を防止し、集落の現況戸数を守ることで活性化に資するものとする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
庄原市	深石	基盤整備(区画整理)	庄原市	有	イ	
庄原市	深石	農業経営高度化支援	庄原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

深石地区(広島県庄原市)	区域面積	177.6ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は177.6haであり、このうち農林地は156.3haで88%を占める。 また、農林漁業従事者は19人であり、全就業者数(28人)の68%を占める。 以上から、当該地域において農業が重要な役割を担っていると判断した。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 戸数の減少(H11度:14戸 H15度:13戸 H19度:12戸 最近4年間で戸数 1戸8%減少)。(住民基本台帳による) 高齢化率の上昇(H11度:30% H15度:32% H19度:35%)。 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって有効かつ適切であると判断した。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 当該区域の集落形態は散在集落であり、生活圏の中心都市である三次市までの所要時間は約1時間である。 また、当該地域には木材製材所が1戸あるのみで、商店はないことから、 既に市街地を形成している区域は含んでいないと判断した。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

(平成23年4月1日)

活性化計画区域内の戸数について、計画終了年度の翌年度である平成25年4月1日時点の住民基本台帳により、定住状況を把握した上で、市及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。